

# 鳥取県公報

本書ノ大キサハ国定規格A五判

昭和二十七年七月十一日 外 金曜日

## 告示

目次  
◇告示 造林計画の設定

鳥取県告示第三四四號  
造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十號）第七條  
の規定により次のとおり造林計画を定めた  
昭和二十七年七月十一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

番號	伐採跡地等の所在	地目	地價	植栽種類	植栽完了期限	他の目的に使用され ている場合造林 の調整事項	植栽面積
1	西伯郡賀野村大字萩名字高谷五七四	山林	六匁四	赤松	昭和二十九年 十月三十一日		二反歩
同	大字高姫七三四						
2	同 郡賀野村大字萩名字高谷五七六						
同	大字高姫七三四						
	中村卓朗						
	同 中村卓朗						
	同 六反歩						

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ当ル）  
昭和三十七年七月十一日 外

（昭和四年四月十五日）  
第三種郵便物認可 一



20	同 郡同村大村朝金字大谷山ノ一、三〇七ノ一	同	同	二〇町步
	賀野村			
21	同 郡賀野村大字萩名字越城野七五三ノ一	同	同	一町步
	賀野村			
22	同 郡賀野村大字萩名字越城野七五三ノ一	同	同	一町七畝步
	賀野村			
25	同 郡賀野村大字萩名字アノタイ三三四ノ一	同	一、四四円 同	二反二畝步
	同 郡同 村同 三〇四 赤 井 泰 三			
26	同 郡賀野村大字井上字峯墓山五五九	同	一、六三円 同	九反八畝步
27	同 郡同村大字金田一五三ノ三 細田 助治	同	一、四三円 同	一反七畝步
	同 郡賀野村大字井上字峯墓山五五六			
28	同 郡同村大字金田 細田 助治	同	一、四二円 同	一反六畝步
	同 郡賀野村大字井上字峯墓山五五五			
29	同 郡同村大字金田一五三ノ三 細田 助治	同	同 同	三反四畝步
	同 郡賀野村大字井上字峯墓山五五四			
30	同 郡同村大字金田一五三ノ三 細田 助治	同	六九円 同	
	同 郡賀野村大字萩名字高谷五七七			

31	同 郡同村大字金田一五三ノ三 細田 助治	同	同	三町八畝步
	同 郡賀野村大字萩名字論田向六二九		六六円 同	
32	同 郡同 村同二八六 仲 田 喜 久	同	同	五反步
	同 郡賀野村大字萩名字論田向六三一		五〇円 同	
33	同 郡 同村同二八六 仲 田 喜 久	同	同	二畝步
	同 郡賀野村大字朝金字茅床二五〇		一、四八円 同	
34	同 郡同村大字市山二二八 吉・村 遠 里	同	同	六反七畝步
	同 郡賀野村大字池野字長畑九八四ノ二		原野 三六円 同	
35	同 郡同 村同一五一 戸 田 玄 徳	同	同	一町三反一畝步
	同 郡賀野村大字池野字羽根尾五一〇		三〇円 同	
36	同 郡同 村同池野一九五 妹 尾 貴 己	同	同	五反六畝步
	同 郡賀野村大字池野字長畑八九二		山林 六二円 同	
37	同 郡同 村同 一八五 安 原 巖	同	同	一反四畝步
	同 郡賀野村大字池野字庄越ノ二二七二		一、〇六円 同	
38	同 郡同 村同 一四一 米 澤 伸 之	同	同	四反步
	同 郡賀野村大字池野字栗津山九四〇ノ一五		二六五円 同	
	同 郡同 村同 一八一 雜 賀 東 洋 男		同	一町九反步



00853

7	同 郡智頭町大字西野字越道七四八才四	同 二、三〇四	同	六反步
8	同 郡智頭町大字西野字大横山一、二二四ノ二	山林二、〇六四	同	三反五畝步
9	同 郡智頭町大字市瀬字下ノ谷二八八〇	原野 三八四	同	四反三畝步
10	同 郡智頭町大字市瀬一、〇五一 中島部落有 代表植木龍藏	同 八五四	同	二町二反步
11	同 郡智頭町大字新見二六六新見部落有 代表河村富治	同 四四四	同	二町二反五畝步
12	同 郡智頭町大字慶所字段上三一〇	同 七〇〇	同	六反步
13	同 郡智頭町大字市瀬字宮地谷三、四三七ノ一	同 一、七五四	同	二町二反七畝步
14	同 郡智頭町大字板井原一九八七板井原部落有 代表原田正男	同 四三三	同	二町七畝步
15	同 郡智頭町大字三吉字オシガ谷七六三	同 二四四	同	

00854

16	同 郡智頭町大字三吉字小屋ノ谷八二七ノ二	同 四六四	同	一町步
17	同 郡智頭町大字三吉字五〇二ノ一大坪部落有 代表福田増治	同 五三三	同	三町五反步
18	同 郡智頭町大字三吉字見字老カ谷奥八四〇	同 五三三	同	一町九畝步
19	同 郡智頭町大字智頭字瀧谷奥二、四七二	同 五三三	同	一町一反七畝步
20	同 郡智頭町大字智頭四一六智頭宿中 代表森下福藏	山林 七五四	同	七反步
21	同 郡智頭町大字市瀬字瀨戸谷二六七〇	同 七五四	同	六反步
22	同 郡智頭町大字市瀬字ムソウ谷二、七〇九	同 三六四	同	五反步
23	同 郡智頭町大字市瀬一、二二四市瀬部落有 代表植木義一	同 七九四	同	三反三畝步
	同 郡智頭町大字惣地字中ノ谷高ノ木	同 七九四	同	
	同 郡智頭町大字惣地一〇四 西尾武男	同 五五四	同	
	同 郡智頭町大字口波多字木ソ澁六二四	同 五五四	同	
	同 郡智頭町大字口波多一、二〇〇 河上正美	同 五五四	同	

24	同 郡智頭町大字西宇塚字シコイ谷平九八五	同 一、九七円 同 同	四反二畝步
同	郡同町大字西宇塚四四七 安道 朝之助		
25	同 郡智頭町大字大屋字中ノ谷六五九ノ一	同 九、四円 同 同	三反五畝步
同	郡同町大字野原四六 古谷 茂嘉		
26	同 郡智頭町大字奥本字三ヶ月九四六	同 六、四円 同 同	二反步
同	郡同町奥本三七九 戶板 義信		
27	同 郡智頭町大字西宇塚字少ナ谷七八五、五七	同 九、四円 同 同	五反八畝步
同	郡同町大字西宇塚 石橋 奎藏		
28	同 郡智頭字大字大背字山川谷一二五三	同 三、四円 同 同	一町一反步
同	郡同町大字野原二四 古谷 忠次郎		
29	同 郡智頭町大字真鹿野字道ヶ市六二〇	同 四、五円 同 同	五反八畝步
同	郡同町大字真鹿野一二五 谷口 鐵市		
30	同 郡智頭町大字真鹿野字小谷六六六ノ二	同 四、六円 同 同	八反五畝步
同	郡同町大字真鹿野一二五 同		
31	同 郡智頭町大字西宇塚字添澄平一〇六一	同 一、八円 同 同	三反二畝步
同	郡同町大字西宇塚四八〇 國政 寛		
32	同 郡智頭町大字大背字古寺谷一三九六ノ一	同 三、三円 同 同	

33	同 郡同町大字大背四四〇 菅原 俊夫	同 一、五円 同 同	三反五畝步
同	郡智頭町大字西宇塚岩ナメ上谷一〇四五		
34	同 郡同町大字西宇塚四八〇 國政 寛	同 一、〇七円 同 同	二反步
同	郡智頭町大字大屋字コウコ谷奥五一八		
35	同 郡同町大字早瀬一三〇 長石 昇	同 五、五円 同 同	二反三畝步
同	郡智頭町大字西宇塚字檜ヶ谷一一四六		
1	同 郡山郷村大字尾見字淵ノ上四〇二	同 八、七円 同 同	三反步
同	郡同村大字尾見一〇二 青木 榮英		
2	同 郡山郷村大字中原字山木下モ上五八二	同 六、三円 檜 同	四反步
同	郡同村大字尾見一一五 青木 幸市		
3	同 郡山郷村大字西谷字大段一、〇三八	同 六、四円 杉 同	二反步
同	郡同村大字西谷五二二 岡田 熊之助		
4	同 郡山郷村大字西谷字瀧谷奥八八九	同 四、四円 同 同	三反八畝步
同	郡同村字西谷五二二 同		
5	同 郡山郷村大字西谷字下津船七八一ノ一〇	同 一、二四円 杉、檜 同	二反步
同	郡同村大字西谷二五五 聲高 薰雄		

- 6 同 郡山郷村大字西谷字下津船七七六 同 二四圓 杉 同 四反步
- 同 郡同村大字西谷二五五 同
- 7 同 郡山郷村大字西谷字若荷谷七六五 同 二四圓 同 同 三反三畝步
- 同 郡同村大字西谷二五五 同
- 8 同 郡山郷村大字福原字小白坪上手七二三 同 三九圓 杉、檜 同 二反步
- 同 郡同村大字中原二九二 上 中 久 市
- 9 同 郡山郷村大字中原岡の迎六四一 同 四四圓 同、同 同 七反步
- 同 郡同村大字中原三二〇 中 澤 五 郎
- 10 同 郡山郷村大字駒歸字蛇ヶ谷六六九 原野 五二圓 同、同 同 二反四畝步
- 同 郡同村大字福原二九九 藤 原 秀 雄
- 11 同 郡山郷村大字福原字双ヶ瀧上平四九一ノ一 同 一、二六圓 檜 同 二反步
- 同 郡同村大字福原三二〇 藤 原 位
- 12 同 郡山郷村大字駒歸字小櫛並口四八一内第一 山林 三九圓 杉、檜 同 五反步
- 同 郡同村大字福原二五七ノ四 藤 原 鹿之助
- 13 同 郡山郷村大字福原字下佛石四五五 同 四四圓 同 同 同 五反步
- 同 郡同村大字福原二三七ノ四 同
- 14 同 郡山郷村大字駒歸字大井谷六八二ノ六六八二ノ七 原野 五九圓 杉 同 二反步

- 同 郡智頭町大字智頭 上田林業株式會社 六町七反步
- 15 同 郡山郷村大字駒歸字大井谷六八二ノ一一 同 三六圓 同 同 一町五反步
- 同 山郷村 八頭郡山郷村駒歸青年會
- 16 同 郡山郷村大字中原字小白坪上平七三ノ二 同 二六圓 同 同 一町步
- 同 山郷村 八頭郡山郷村福原部落
- 17 同 郡山郷村大字西谷字瀧谷奥八九五ノ三 同 三六圓 同 同 二反步
- 同 山郷村 八頭郡山郷村大字西谷白坪青年會
- 18 同 郡山郷村大字西谷字下津船七八七 山林 三七圓 杉 同 一町步
- 同 郡智頭町大字智頭 梶 川 千 惠 子
- 1 同 郡佐治村大字加茂字盤石原下平三、一三三 二、一三三 同 一、三六圓 同 同 二反五畝步
- 同 郡同村大字春谷五九 岡 村 信 義
- 2 同 郡佐治村大字加茂字盤石原下平二、一八五 同 三九圓 同 同 五反步
- 同 郡同村大字春谷五九 同
- 3 同 郡佐治村大字加茂字日津坂二、八五五 同 三七圓 同 同 三反三畝步
- 同 郡同村大字春谷五九 同
- 4 同 郡佐治村大字加瀨木字番路口九七八 九六八 同 三六圓 同 同 二反步
- 同 郡同村大字加瀨木三三七 小 谷 兵 四 郎

- 5 同 郡佐治村大字加茂字尾高口二、九九五 同 三〇圓 同 同 二反步
- 同 郡同村大字加茂二、六二〇 田 中信 義 原野 四六圓 同 同 五反步
- 6 同 郡佐治村大字春谷字大段ノ上七九八 同 郡佐治村大字春谷九九部落代表者岡村幹 山林 三〇圓 同 同 五反步
- 同 郡同村大字春谷春谷部落 同 郡佐治村大字春谷九九部落代表 同 同 五反步
- 7 同 郡佐治村大字春谷字船谷平八〇五 山林 三〇圓 同 同 五反步
- 同 郡同村大字春谷春谷部落 同 郡佐治村大字春谷九九部落代表 同 同 五反步
- 8 同 郡佐治村大字加茂字谷奥二八七 同 一〇〇圓 同 同 一反三畝步
- 同 郡同村大字加茂四五二 田 中米 吉 同 三三圓 同 同 四畝步
- 9 同 郡佐治村大字加茂字谷ノ奥二八八 同 同 同 同 同 四畝步
- 同 郡同村大字加茂四五二 同 同 同 同 同 四畝步
- 10 同 郡佐治村大字加茂字谷ノ奥二八九 同 同 同 同 同 四畝步
- 同 郡同村大字加茂四五二 同 同 同 同 同 四畝步
- 1 同 郡若櫻町大字若櫻字椎ヶ谷一、五三七 同 三八圓 同 同 三反步
- 同 郡同町大字大炊 山 根 輝 一 同 同 同 同 同 三反步
- 2 同 郡若櫻町大字屋堂羅字高谷一、二〇一ノ十一 同 六〇圓 同 同 一町五反步
- 同 郡同町大字若櫻四二〇 中尾 康 秀 同 同 同 同 同 一町五反步
- 3 同 郡若櫻町大字岸野字谷口山一九八 同 六九圓 同 同 同 同 同 一町五反步

- 同 郡同町大字若櫻 中尾 脩 同 一町步
- 4 同 郡若櫻町大字岸野字谷口山二〇七 同 六八圓 同 同 一町四反步
- 同 郡同町大字若櫻 同 同 同 同 同 一町四反步
- 5 同 郡若櫻町大字糸白見字ヌクヨ六七一ノ六 同 一七圓 同 同 三反步
- 同 郡同町大字糸白見三一九 櫻 村 泰 藏 同 同 同 同 同 三反步
- 6 同 郡若櫻町大字赤松字磯ヶ平一、九七四ノ五四 原野 三〇圓 同 同 四反步
- 同 郡同町大字赤松 岡 田 峰 幸 同 同 同 同 同 四反步
- 7 同 郡若櫻町大字赤松字磯ヶ平一九七四ノ二五 同 一六圓 同 同 一町五反步
- 同 郡同町大字赤松代表者 岡 田 峰 幸 同 同 同 同 同 一町五反步
- 8 同 郡若櫻町大字不香田字白ヶ谷三八六三八七 山林 五八圓 同 同 二町步
- 同 郡同町大字若櫻 岩 村 胖 同 同 同 同 同 二町步
- 9 同 郡若櫻町大字若荷谷字河原谷三五二 保安林 同 同 同 同 同 六反步
- 同 郡同町大字大炊二六一 山 根 安次郎 同 同 同 同 同 六反步
- 10 同 郡若櫻町大字不香田字上サコ三七四三七五 山林 六〇圓 同 同 三町步
- 同 郡丹比村大字南 藤 原 節 夫 同 同 同 同 同 三町步
- 11 同 郡若櫻町大字屋堂羅字黒谷一、一四七 同 三三圓 同 同 一町步
- 同 郡同町大字屋堂羅二二三 太 田 政一郎 同 同 同 同 同 一町步



12	同 郡若櫻町大字赤松字大水一九七三	原野	三〇圓	同	一町五反步
	同 郡同町大字赤松代表者 岡 田 峰 幸				
13	同 郡同町大字赤松字奥仲江二〇〇の六	同	三〇圓	同	四反步
	同 郡同町大字赤松 藤 原 德 男				
14	同 郡若櫻町大字淵見字卷ノ谷九一八の一	山林	四七圓	同	一町五反步
	同 郡同町若櫻 若櫻林材株式會社代表者 中 尾 脩				
1	日野郡山上村大字笠木字ヨリヤケ塔二、六七七の二	山林	六九圓	杉	同
	同 郡同村大字笠木字共榮二、五三二 石 川 正 人				
2	同 郡山上村大字笠木字水谷二、五二五	同	五〇圓	同	同
	同 郡同村大字笠木二、五二四 青 戸 千 万 億				
3	同 郡山上村大字笠木字牛の子谷七三八	同	三六圓	同	同
	同 郡同村大字笠木五九六 高 橋 銀 次 郎				
4	同 郡山上村大字茶屋字水上八〇八ノ一五	同	六二圓	同	同
	同 郡同村大茶屋一、六〇〇 福 馬 慶 一				
5	同 郡山上村大字茶屋字金鑄谷二、八六〇	同	一、九四圓	同	同
	同 郡同村大字茶屋二、三三五ノ二 北 垣 潔				
6	同 郡山上村大字茶屋字水上八〇八の二	同	六二圓	同	同

7	同 郡同村大字茶屋八二九 渡 邊 駒 一	同	一、六五圓	同	三反步
	同 郡山上村大字笠木字小黑目七二〇				
8	同 郡同村大字茶屋二、五三七ノ二 山 形 昶 壽	同	三二圓	同	一町步
	同 郡山上村大字茶屋字金谷中二、八九一				
9	同 郡同村大字茶屋二、七〇六 三 上 義 隆	同	六六圓	同	九反步
	同 郡山上村大字笠木一、七六八 池 本 義 治				
10	同 郡山上村大字福万來字石原山六一〇	同	四六圓	同	五反步
	同 郡同村大字福万來一八二八 坪 倉 信 幸				
11	同 郡山上村大字福万來字本谷山七八九	同	同	同	一町五反步
	同 郡同村大字茶屋二、五七八 谷 鹿 藏				
12	同 郡山上村大字笠木一九六ノ一	同	六九圓	同	五反步
	同 郡同村大字笠木字吉ヶ谷 吉 川 鶴 次 郎				
13	同 郡山上村大字笠木大成ル三、二一〇	同	六六圓	同	八反步
	同 郡同村大字笠木七六四 高 橋 平 治				
14	同 郡山上村大字茶屋字井手下夕四四九三ノ一	同	六二圓	同	二反步
	同 郡同村大字茶屋一、二六 坪 倉 寬				

15	同 郡山上村大字福壽實字小堤谷山六六五	同	六二四	同	同	二町步
16	同 郡同村大字福壽實五六二 古 都 隆 治	同	五三四	同	同	九反步
17	同 郡同村大字福万來一、八〇三 内 田 亮 治	同	四〇四	同	同	二町步
18	同 郡山上村大字福万來字白ヶ谷七〇三	同	四〇四	同	同	二町步
19	同 郡同村大字福万來一、三七一 坪 倉 修 一	同	四六四	同	同	五反步
20	同 郡山上村大字福万來字二部家の上一、六五七	同	四六四	同	同	四反步
21	同 郡同村大字福万來字狩場一、五一〇 坪 倉 武 夫	同	五七四	同	同	二反步
22	同 郡山上村大字佐木谷字桃木塔山六五七	同	五七四	同	同	二反步
23	同 郡同村大字佐木谷字佐木谷四一四 坪 倉 清 美	同	五七四	同	同	二反步
24	同 郡山上村大字福壽實字虫尾三五五の三	同	五七四	同	同	二反步
25	同 郡同村大字福壽實字虫尾九五六 西 村 義 章	同	五七四	同	同	二反步
26	同 郡山上村大字福万來字本谷山七九〇ノ二	同	四六四	同	同	四反步
27	同 郡同村大字福万來字親和八二四 大 塚 準 一	同	四六四	同	同	四反步
28	同 郡山上村大字福万來字カズラヶ谷石平山七七三	同	四六四	同	同	四反步

31	同 郡同村大字福万來字カズラヶ谷石平山七七四 坪倉熊一	同	六九四	同	同	二反步
30	同 郡山上村大字茶屋字大内谷 坪 倉 政 治	同	六九四	同	同	二反步
29	同 郡同村大字茶屋字奥山二、六八九	同	三三四	同	同	二町八反步
28	同 郡アビレ村大字アビレ一、六六一 木 下 太 郎	同	三三四	同	同	二町八反步
27	同 郡山上村大字笠木字瀬戸山一〇八	同	四三四	同	同	一町一反步
26	同 郡同村大字笠木九一 近 藤 英 憲	同	三五四	同	同	三反步
25	同 郡山上村大字笠木二八二 島 しず代	同	三五四	同	同	三反步
24	同 郡同村大字笠木二八二 島 しず代	同	三五四	同	同	三反步
23	同 郡山上村大字茶屋字尻無し二、七九九	同	三六四	同	同	八反步
22	同 郡同村大字茶屋二、九六七 長谷川 孝 道	同	三六四	同	同	八反步
21	同 郡山上村大字茶屋字宮本林四三六ノ一	同	三六四	同	同	五反步
20	同 郡同村大字茶屋三〇七 山 浦 重 義	同	三六四	同	同	五反步
19	同 郡山上村大字笠木字廻りばけ二、〇八九	同	六九四	同	同	九反步
18	同 郡同村大字笠木一、三三四ノ四 木 下 忠 次 郎	同	六九四	同	同	九反步
17	同 郡山上村大字福万來字本谷山七九一	同	四六四	同	同	五反步
16	同 郡同村大字福万來八二七 青 戸 武 治	同	四六四	同	同	五反步

00865

32	同 郡山上村大字福万來字後口谷一、四三九	同	三七四	同	八反步
同	郡同村大字福万來一三五四ノ一下高茂平	同	六九四	同	
33	同 郡山上村大字茶屋字エブシ谷二六〇ノ一	同	六九四	同	七反步
同	郡同村大字茶屋六七 西村和夫	同		同	
34	同 郡山上村大字福万來字水尻西平七二〇	同	三六四	同	二町步
同	郡同村大字福万來七四一 坪倉長四郎	同		同	
35	同 郡山上村福壽實字粟山ヶ塔一〇九	同	一三四	同	三反步
同	郡同村大字福壽實七三 坪倉英利	同		同	
36	同 郡山上村大字笠木字堤谷奥山七二六	同	五七四	同	五反步
同	郡同村大字茶屋三、二九二 青戸庫治	同		同	
37	同 郡山上村大字佐木谷字落合谷九二二ノ二	同	二二四	同	八反步
同	郡同村大字佐木谷八二七 矢田貝佐市	同		同	
38	同 郡山上村大字笠木字稗田奥五二二	同	六九四	同	四反步
同	郡同村大字笠木四三 小飼清福	同		同	
39	同 郡山上村大字笠木字大久保塔二、八五二ノ二	同	六九四	同	七反步
同	郡山上村大字笠木二九二 藤原典昭	同		同	
40	同 郡山上村大字福万來上ミ尾和田一二六	同	五七四	同	

00866

41	同 郡同村大字福万來三一 矢田貝茂八	同	三三四	同	三反步
同	郡山上村大字福万來字和田原六〇一	同		同	
42	同 郡同村大字福万來六〇一 秋葉加一	同	六九四	同	三反步
同	郡山上村大字笠木字大畑二、六七二	同		同	
43	同 郡同村大字茶屋二七三〇 村上ふじ	同	二二四	同	八反步
同	郡山上村大字茶屋字水上八〇八ノ一七	同		同	
44	同 郡同村大字茶屋二、一四二ノ一 増田善清	同	六三三	同	二反步
同	郡山上村大字茶屋字下糖子家一、六六八ノ五	同		同	
45	同 郡同村大字茶屋八九〇 木山丈太郎	同	二二四	同	二反步
同	郡山上村大字茶屋字水上八〇八ノ一八	同		同	
46	同 郡同村大字茶屋一、六〇一ノ一 平子勝之	同	一〇四	同	二反步
同	郡山上村大字福壽實字虫尾山一、三四五ノ五	同		同	
47	同 郡同村大字福壽實八七〇 伊田英實	同	二二四	同	二反步
同	郡山上村大字茶屋字水上八〇八ノ六	同		同	
48	同 郡同村大字茶屋二〇八八 曾我朝次郎	同	三九四	同	三町步
同	郡山上村大字福万來字水上西平七二五	同		同	
同	郡同村大字福万來七四二 坪倉高雄	同		同	

49	同 郡山上村大字福万來字大代平一四七五	同	四八四	同	同	一町步
	同 郡同村大字福万來一三六四ノ三 大塚慶一					
50	同 郡山上村大字笠木字万石二七九三	同	六九四	同	同	六反步
	同 郡同村大字笠木二一五一ノ一 石川英造					
51	同 郡山上村大字笠木字堤谷二、七七四	同	五五四	同	同	八反三畝步
	同 郡同村大字笠木一八四六 山浦謙市					
52	同 郡山上村大字笠木字スクモツカ七六四	同	一七四	同	同	一町步
	同 郡同村大字笠木二五八二 坪倉傳一					
53	同 郡山上村大字笠木字御城二七二〇	同	六九四	同	同	
	同 郡同村大字笠木一〇三六 池田肇					一町步

# 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇條 例 鳥取市大火災被害者に対する県税の減免等  
に関する臨時條例  
鳥取県屋外広告物條例の一部改正
- ◇公安委員會規則  
金属屑業條例施行細則

## 條 例

鳥取市大火災被害者に対する県税の減免等に関する臨時條例をここに公布する。

昭和二十七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県條例第三十二号

鳥取市大火災被害者に対する県税の減免等に関する臨時條例

### (目的)

第一條 この條例は、鳥取県税條例（昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一号）に定めるものの外、昭和二十七年四月十七日鳥取市に發生した大火災（以下「大火災」という。）に因り罹災した納税義務者又は特別徴收義務者が納付し、又は納入すべき県税の減免若しくは納入義務の免除、納期限の延長及び納期について特別を設けることを目的とする。

（入場税又は遊興飲食税の納入義務の免除）

第二條 知事は、入場税又は遊興飲食税の特別徴收義務者のうち、大火災に因り著しく損害を受けた者が、昭和二十七年四月一日から大火災の發生した日までに徴收した入場税又は遊興飲食税を大火災によつて亡失した場合においては、その申請により、その亡失した金額の全部又は一部を納入する義務を免除することができる。

（自動車税の減免等）

第三條 知事は、自動車の所有者が大火災に因る自動車

の破損のため、当該自動車を使用することができないと認められる場合においては、その申請により、その自動車を使用することができるとなつた月まで、月割自動車税を軽減又は免除する。

2 大火災による被害を受けた者に対して課する昭和二十七年分の自動車税の納期は、鳥取県税条例第五十九條第一項の規定にかかわらず、左のとおりとする。

第一期 昭和二十七年十月二十日から同月三十一日まで  
第二期 昭和二十八年一月二十日から同月三十一日まで

(事業税又は特別所得税の減免)

第四條 知事は、大火災に因り被害を受けた法人又は個人で、事業又は業務の用に供する固定資産の価額に対する当該固定資産について生じた損害金額(当該資産について受領すべき保険金又は損害賠償金があるときは、当該金額を控除した金額)の割合(以下「被害割合」という。)が十分の五以上であるものに対しては、その申請によつて、左の表に掲げる区分により、当該

法人又は個人に対して課する昭和二十七年分の事業税又は特別所得税を軽減又は免除する。

被害割合	所得金額による階級別減免率	
	個人	法人
十分の五	所得金額が二十五万円をこえるもの	所得金額が五十万円をこえるもの
十分の二、五	所得金額が二十五万円以下のもの	所得金額が五十万円以下のもの

十分の五	税額の十分の二、五	税額の十分の二	税額の十分の〇
十分の二、五	税額の十分の五	税額の十分の四	税額の十分の二
十分の八	税額の十分の五	税額の十分の四	税額の十分の二
十分の八	税額の十分の十	税額の十分の八	税額の十分の四

2 前項の表において所得金額とは、法人にあつては、前項の規定が適用される事業年度分の事業税の課税標準である所得金額を、個人にあつては昭和二十七年分の所得税の課税標準である所得金額(雑損控除、医療控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除を行う以前の事業又は業務の所得金額をいう。)の見積額をいう。

(申請)

第五條 第二條から第四條までの規定によつて納入義務の免除又は県税の減免の申請をしようとするものは、左に掲げる事項を記載した申請書を七月十五日までに知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名
- 二 減免を要する税目
- 三 被害の状況
- 四 その他知事において必要と認める事項

(納期限の延長)

第六條 知事は、第三條に定めるほか、大火災に因る被害者の納付し、又は納入すべき県税の納期限が大火災の発生した日から三十日以内であるものについては、鳥取県税条例第十六條の規定にかかわらず、納期限から六月をこえない限度において、当該県税にかかる納期限を延長することができる。

(知事権限の委任)

第七條 この條例に規定する知事の権限に属する事務は、

鳥取県税務所長に委任する。

(條例施行の細目)

第八條 この條例施行のため必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県屋外広告物條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十三号

鳥取県屋外広告物條例の一部を改正する條例

鳥取県屋外広告物條例(昭和二十四年十二月鳥取県條例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中第二号及び第三号を次のように改める。

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)

第六十九條の規定により、文化財保護委員会が史蹟名勝天然記念物に指定した地域及び鳥取県文化財保護條例（昭和二十七年四月鳥取県條例第十三号）第六條の規定により、鳥取県教育委員会が史蹟名勝天然記念物に指定した地域

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域

第二條第一項第三号を次のように改める。

三 文化財保護法第二十七條の規定により文化財保護委員会が重要文化財に指定した建築物及び鳥取県文化財保護條例第六條の規定により、鳥取県教育委員会が保護文化財として指定した建築物の周囲で知事が指定する地域

第十九條に次の一項を加える。

2 知事は前項の規定による措置を命じようとする場合において、違反広告物又はこれを掲出する物件の管理者を過失がなくて確知することができないときは、知

事は除却その他必要な措置を行うことができる。但し、広告物を掲出する物件を除却する場合において相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは知事が除却する旨を公告しなければならぬ。

第二十三條第三号中「第十九條」を「第十九條第一項」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

公安委員会規則

金属屑業條例施行細則をここに公布する。

昭和二十七年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勳

鳥取県公安委員会規則第一号

金属屑業條例施行細則

第一條 金属屑業條例（昭和二十七年鳥取県條例第三十一号 以下「條例」という。）及びこの細則による公

安委員会に対する届出その他の手続は、すべて書面によつてするものとし、営業所（営業所のないときは、住所又は居所或は主な営業地域をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。

第二條 條例第三條、第四條、第五條及び附則第二項の届出は、正副二通を提出するものとする。但し、副本には写真の添付を要しない。

2 條例第六條第二項の届書は、別記第一号様式によるものとし、届済証を添えなければならない。

3 條例第六條第三項の届書は、別記第二号様式によるものとし、届出人の六箇月以内に撮影した名刺型半身脱帽の写真一枚を添えなければならない。但し、き損の場合にあつては写真の外その届済証を添えるものとする。

第三條 條例第七條による届済証の返納は、別記第三号様式の届書を提出して、これを行うものとする。

第四條 県外業者が條例第十二條の規定による帳簿の檢

印又は廃棄の承認を受け若しくはき損、亡失、盗難の届出をしようとするときは、主なる営業地域を管轄する警察署長に対してするものとする。

附 則

この細則は公布の日から施行する。

様式第一号

届済証記載事項異動届

一、業者又は従業員 本籍 住所

氏 名

生年月日

異動事項

異動内容	旧	新
------	---	---

右のとおり記載事項に異動を生じたから届済証を添付の上届けます。

年月日

〇〇公安委員会殿

様式第二号

届済証 (き損、盗難) 届

一、業者又は従業員 本籍

住所

氏

生年月日 名

一、営業所の名称並びに所在地

一、届済証の番号及び交付年月日

一、届出の事由

右のとおりであるから届けます。

年 月 日

氏 名 ④

〇〇公安委員会殿

様式第三号

届済証返納届

一、業者又は従業員の住所、氏名

一、届済証の番号及び年月日

一、返納の事由

右のとおり届済証を返納します。

年 月 日

氏 名 ④

〇〇公安委員会殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町